



『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の3法令が同時に改訂(改定)となり、平成30年度より全面実施となります。



そこで、今回の増刊号では、幼稚園教育要領を中心にではありますが、3法令について主な改訂(改定)のポイントをお知らせしたいと思います。

ポイント1 幼児教育の基本

「環境を通して行う教育」「幼児の主体的な活動としての遊び」を基本とすることは変わりません。

ポイント2 3つの資質・能力

幼児教育において育みたい資質・能力(3つの柱)が示されました。

ポイント3 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿と保幼小連携

5歳児修了時までには育ってほしい姿として、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」が示されるとともに、小学校と共有することにより、保幼小接続の推進が示されました。

ポイント4 指導計画作成上の留意事項等

言語活動などの充実を図るとともに、障害のある幼児や海外から帰国した幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実について示されました。

